

## 【参考 インフルエンザによる出席停止期間】

インフルエンザの出席停止期間について、ご確認をお願いします。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

※ 発症日は0日と計算しますので、ご注意ください。

※ 医師の指示に従ってください。



「解熱後、2日を経過するまで」は、

インフルエンザウイルスに感染すると、1～3日の潜伏期間の後、急に発症(発熱)します。感染した人からウイルスが出るのは、発症前の1日、発熱期間(3～5日)、解熱後2日間くらいです。

「発症した後、5日を経過」は、

インフルエンザの治療薬を服用すると、ウイルスが残っていても2日くらいで熱が下がることがあります。この場合、解熱後2日過ぎても感染力が続くため、「発症した後、5日を経過」するまでは、出席停止です。

※発症日の翌日から、数えて6日目からの登校が最短となります。

**発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児においては 3 日）  
を経過するまで**

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合



発症日（発熱  
が始まった  
日）を発症後  
0日目として  
数えます。